

日行連発第 359 号

令和 2 年 7 月 8 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
中央研修所
所長 関口 隆夫
申請取次行政書士管理委員会
委員長 西川 剛史

令和 2 年 8 月 21 日名古屋開催・申請取次実務研修会（更新）の中止のご案内及び中止に伴い
令和 3 年 3 月末日までに届出済証明書の有効期限を迎える会員への更新措置について（お願い）

日頃より、本会事業に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会について、新型コロナウイルス感染症の第 2 波・第 3 波の懸念が高まる中、受講者が都市部に殺到するといったリスク等もあり、現時点では慎重な対応が求められるものと判断し、開催の中止を決定いたしました。

これまで、「令和 2 年 4 月 17 日仙台開催・6 月 8 日東京開催の申請取次実務研修会（更新）中止」に伴う同年 4 月～9 月末日に届出済証明書の有効期限を迎える会員の更新措置について都度、ご案内してきましたが、従来の集合研修による開催の再開目途が立たないこと、開催出来たとしてもソーシャルディスタンスを保つためには、定員数を限定せざるを得ず、受講希望者が多数おられる中、定員から漏れてしまう方が多く見込まれることから、出入国在留管理庁と協議した結果、下記のとおりのお取り扱いとさせていただきますことといたしました。ご多忙の折、誠に恐縮ですがご対応のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象者 令和 2 年度内（令和 3 年 3 月末日まで）に届出済証明書の有効期限を迎える会員
2. 措置内容 更新届出時に実務研修会の修了証（写し）の添付を免除します。その代替として、「研修会再開後の日行連が定める猶予期間中に実施される実務研修会を受講後、速やかに所属単位会に当該研修の修了証（写し）を提出する」旨の、別添「理由書」の提出を求めるといたします。
※具体的な猶予期間につきましては、再開時期が決まり次第、改めてお知らせいたします。
3. ご 対 応 本措置に基づく申請に対し、所管の地方出入国在留管理局へ届出いただくようお願いいたします。
4. 留意事項とお願い
 - ・本措置に係る会員向けのご案内は日行連ホームページ及び会員サイト「連 con」に掲載します。
 - ・所持している届出済証明書の有効期限以降、新たな届出済証明書の交付を受けるまで、地方出入国在留管理局への申請等はできませんので、ご注意ください。

- ・誠にお手数ですが、該当会員からの提出書類中、別添「理由書」について、各月末までの到着分を、本会宛てに PDF ファイルにてご提供いただきますよう併せてお願い申し上げます。
- ・前回までの更新措置において、中止に伴う理由書を提出していた方々につきましては、新しい理由書の再提出は不要です。
- ・受付処理については、通常、有効期限の 1～2 か月前までに更新届出書類の提出を求めている場合でも、可能な限り柔軟な対応をお願いいたします。

【別添】理由書（令和 2 年 7 月 8 日更新）

以 上